

令和8年度

# 業務便覧



第65回高知県老人クラブ大会



ろうれんピック中部会場(グラウンド・ゴルフ)



ろうれんピック東部会場(モルック)



健康づくり・地域支え合い研修会 東部会場  
(呼吸と喉を鍛えるストレッチ体操)



元気ハツラツ&はちきん大会



ろうれんピック西部会場(ボッチャ)

よさこいクラブ高知

(公益財団法人高知県老人クラブ連合会)



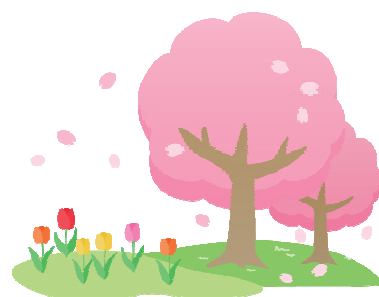
## 目 次

1	令和8年度 事業計画	1～7
2	令和8年度 正味財産増減計算書	8～9
3	令和8年度 正味財産増減計算書内訳表	10
4	令和8年度 県老連実施・開催事業の概要	11～15
5	令和8年度 市町村老連モデル委託事業及び補助事業	
	(1) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業一覧	16
	(2) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業実施要綱	17
	① 地域支え合い事業	17
	② 健康づくりリーダー養成事業	18
	③ 若手・女性会員活動促進事業	18
	④ 若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業	19
	⑤ 新規会員加入促進・解散防止モデル事業	19
	⑥ 老人クラブ活動支援事業	20
	⑦ 会員増クラブに対する活動支援事業	20
	(3) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業対象経費について(別表1)	21
	(4) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業実施手順について(別表2)	22
	○市町村老連モデル委託事業申請書等様式	23～24
	○補助事業関係申請書等様式【老人クラブ活動支援事業】	25～26
	○補助事業関係申請書等様式【会員増クラブに対する活動支援事業】	27～28
6	令和8年度 年間行事予定表	29～30
7	令和8年度 組織体制・関係法規	
	◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 定款	31～37
	◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会の 評議員及び理事候補者の選出基準に関する規程	38
	◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 若手委員会設置規程	39～40

◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 女性委員会設置規程	41~42
◎(公財)高知県老人クラブ連合会 役員名簿	43
◎高知県老人クラブ連合会 事務局事務分担表	44
◎市町村老人クラブ連合会 事務局一覧	45

## 8 資料・統計関係

◎老人クラブ数・会員数と加入率の推移	46
◎市町村別老人クラブ数・会員数一覧	47
◎市町村別老人クラブ数・会員数の推移	48
◎県老連が所有するスポーツ用具の貸出について	49~50
◎県老連ホームページの活用について	51
◎全老連発行教材のご案内	52~53
◎いきいきクラブ体操【図解】	54~55
*立ってする体操   *椅子に座ってする体操	
◎全国老人クラブ連合会の取扱い保険PR用	56~57
※役員会や研修会で配布するPR資料としてお使いください。	



# 1 令和8年度 事業計画

## ■基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らし続けていくために、本県では、つながり支え合う高知型地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

こうした中、老人クラブは、長年、地域における高齢者の自主的な組織として、「健康・友愛・奉仕」という3つのスローガンを掲げ、楽しく健康で生きがいをもって暮らしていけるよう、身近な仲間と支え合いながら地域の集いの場づくりを進めてきました。

しかし、近年の老人クラブでは、ライフスタイルの多様化などにより、新たにクラブに加入する高齢者が減少し、クラブをけん引する役員のなり手不足などもあり、クラブの解散や会員の減少が続いています。

これからの超高齢化社会において、クラブ会員一人一人が生きがいを持ち、元気に楽しく暮らしていくためには、「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をメインテーマとして活動するクラブの役割が、これまで以上に重要なものとなります。

このため、引き続き、新たな会員の加入促進や役員の確保に取り組むとともに、活動の中核となる若手や女性のパワーを一層活かして、組織の活性化を図りながら、高齢者の暮らしやすい地域づくり活動を目指していきます。

## ■重点的な取り組み

### 1 新たな会員の加入や役員のなり手確保を推進しよう！！

新たな会員の加入が少ないことや役員のなり手不足などによって単位老人クラブの解散が続き、老人クラブは大変厳しい状況にあります。

しかし、地域の高齢者へ積極的に加入を勧める声かけをすることで会員数が増加したクラブもありますし、関係団体の協力も得ながらクラブの存続を図っている地域もあります。

新規会員の確保やリーダーの発掘、クラブの解散防止、新規クラブ立ち上げに向けて、若手や女性のパワーを活かし、魅力あるスポーツ・文化活動を展開するとともに、活動の楽しさを知ってもらうための情報発信を進めていきます。

### 2 健康長寿を目指し、フレイル予防や健康づくりに一層取り組もう！！

人生100年時代を迎え、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって自立した生活を送るためには、加齢とともに心身の機能が低下する「フレイル」を予防することが重要です。

このため、会員一人一人が健康寿命を延ばし、生き生きと楽しい生活を送れるよう、新型コロナウイルス等の感染防止には引き続き留意をしながら、これまで以上に地域での健康体操やウォーキング、スポーツ、ゲーム、集い、芸能、旅行などの活動を通じた健康づくりを推進します。

### **3 子どもや支援の必要な高齢者の見守りなど地域の支え合い活動の担い手になろう！！**

老人クラブの組織力を活かし、家に閉じこもりがちな1人暮らし高齢者などへの声かけや訪問活動、楽しく会話ができる集いなどを行い、住み慣れた地域で皆が生きがいを持って安心して暮らせるよう、地域支え合い活動を推進します。

また、子どもとの交流機会を持ち、一緒になって地域の伝統文化活動や昔遊び、自然体験などを行うことで、子どもの健全な成長に寄与するとともに、住みやすい地域づくりに向け、道路、公園等の清掃や花づくりといった環境美化活動等も推進していきます。

### **4 若手・女性会員の活動の場を広げ、クラブ活動の担い手を確保しよう！！**

会員の減少や役員のみ手不足が進む中、若手や女性の会員には、これまで以上にクラブ活動の中核的な担い手になることが期待されています。

このため、若手・女性会員のリーダーを対象とした研修会や若手・女性会員が中心となって芸能大会・スポーツ交流会等を開催することにより、新しい視点からクラブ活動の活性化を図るとともに、活動に関する企画力と運営力の向上を図りながら、これからのクラブ活動を担っていくリーダーの養成に努めます。

## ■事業の推進

### 1 地域支え合いの推進( 2,366 千円 → 2,494 千円 128 千円 )

地域に密着した高齢者組織のネットワークを活かし、1人暮らしの閉じこもりがちな高齢者に情報を届けるなどの友愛活動を進めるとともに、子どもの見守りや環境美化活動を推進し、地域の支え合い活動を進める。

#### (1) 地域支え合い活動の推進

老人クラブは、それぞれの地域において、長年にわたり高齢者の健康保持・増進、相互の支え合い、住みよい地域づくりなどに取り組んできた。

これからも、地域において皆が楽しく、生きがいを持って安心して暮らしていくために、研修会の開催などにより地域支え合いについて理解を深めながら、活動を推進する。

#### (2) 市町村老連による地域支え合い事業の実施

高齢者同士の見守り活動や友愛訪問などの様々な地域支え合い活動を広げていくため、モデルとなる事業を市町村老連に委託して実施する。

委託先：1市町村老連

委託料：1市町村老連当たり30,000円以内

### 2 健康づくり・介護予防の支援( 4,670 千円 → 5,435 千円 765 千円 )

人生100年時代を迎え、健康寿命をのばし、生き生きとした生活を送れるように、健康づくりに関する地域での実践、スポーツを通じた健康づくりを推進する。

#### (1) 健康づくりリーダー研修の実施

健康づくりや介護予防・フレイル予防、また新たなスポーツ等に関する知識を高める研修会を開催し、会員の健康づくりへの意識の向上や日頃の活動に役立てるとともに、新たな健康づくりリーダーの確保を図る。

○開催場所 3会場(西部、中部、東部)

○研修の内容 健康づくりに関する講演会、ニュースポーツの講習会等

#### (2) ろうれんピックの開催

高齢者が気軽に楽しめるスポーツによる健康と生きがいづくりを推進するとともに、会員の交流の輪を広げるためにスポーツ大会を開催する。

○開催場所 3会場(西部、中部、東部)

○開催時期 屋内競技：春、屋外競技：秋

(3) 市町村老連による健康づくり・介護予防推進事業の実施

市町村老連に、他の市町村老連のモデルとなる健康づくりや介護予防などの事業を委託して実施することにより、県内における健康づくりや介護予防を推進する。

委託先：3市町村老連

委託料：1市町村老連あたり50,000円以内

**3 若手高齢者・女性会員による老人クラブ活動の活性化**

( 4,623千円 → 5,043千円 420千円 )

会員の高齢化などに伴いクラブの解散や会員の減少が続く中、若手及び女性会員のクラブ運営に関するノウハウの向上、また若手及び女性リーダーの養成を図り、新規会員の加入促進に繋がるよう、クラブ活動の活性化を推進する。

(1) 県老連及び市町村老連の若手委員会・女性委員会活動の一層の活性化

① 県老連若手委員会・女性委員会と県内外の若手委員会等との意見交換会の実施

県老連若手委員会及び女性委員会と他県や県内市町村老連の若手委員会・女性委員会との意見交換会等を行うことにより、県老連や市町村老連の若手委員会等の活動の活性化に繋げる。

② 各市町村老連女性委員会の連帯促進事業の実施

各市町村老連の女性委員会が共同で作業を行い、県内女性会員の連帯感を高めるための「ものづくり」事業を実施する。

(2) 元気ハツラツ&はちきん大会の開催

若手委員と女性委員が共同で企画から運営までを担い、イベントの企画力や運営力の向上を図るとともに、会員の交流と新たな仲間の勧誘及び今後の活動への意欲を高める場として開催する。

(3) 会員パワーアップ研修会の開催

開催地の若手リーダーを中心に企画、運営し、新規会員の加入や活発なクラブ活動に繋がるよう、今話題になっているスポーツなど会員が楽しめる事業やクラブの作り方を学ぶ。

① 対象者

市町村老連会長、単老会長等の役員、女性・若手委員、将来リーダーとして期待される会員

② 開催箇所数

1か所で開催

(4) 市町村老連によるモデル事業の実施

① 若手・女性会員活動促進事業

市町村老連に委託し、他の市町村老連のモデルとなる若手や女性会員の二ーズの高い事業を実施し、老人クラブ会員増強と活動の活性化を図る。

委託先：3市町村老連

委託料：1市町村老連当たり 30,000 円以内

② 若手高齢者広域スポーツ等交流会の開催

市町村老連の区域を越えて、市町村若手委員会の主催による広域の交流会を開催することにより、企画力と指導力を育成するとともに、広域に参加を呼びかけることで、相互の交流と会員増を図る。

委託先：2市町村老連

委託料：1市町村老連当たり 80,000 円以内

**4 老人クラブ活動の支援（ 2,851 千円 → 3,415 千円 564 千円 ）**

複数の市町村老連が協力して自主的に行う多様な活動や単位老人クラブの会員増につながる活動に助成することにより、新規会員の加入促進やクラブの解散防止を図るとともに、地域の実情に応じた会員が楽しめる事業を行う。

(1) 新規会員加入促進・解散防止モデル事業

新規会員の加入促進やクラブの解散防止のための事業をモデル市町村老連に委託して実施することにより、今後の他の市町村老連における活動に活かしていく。

委託先：2市町村老連

委託料：50,000 円以内

(2) 老人クラブ活動支援事業の実施

複数の市町村老連が協力して行なう事業（ブロック別芸能大会、体育大会など）への助成を行い、市町村の区域を越えた会員の交流を行うことによりクラブ活動の活性化を図る。

助成額総額：390 千円

(3) 会員増クラブに対する活動費の助成

会員が5人以上増加したクラブに対して活動費を助成し、一層の会員増と活動強化を図る。

助成額：単位老人クラブ当たり 10,000 円以内

(4) 市町村老連会長・事務担当者会の開催

県内全域やブロック別の市町村老連会長・事務担当者会を開催し、当該年度予算

及び事業の説明や、市町村老連の活動の参考となる研修・情報提供などを行ったうえで、県老連及び市町村老連間の連携を強化しつつ、新規会員の加入促進といった課題や地域支え合い活動といった事業の推進等について意見交換を行い、今後の老人クラブ活動の活性化に取り組んでいく。

(5) 四国4県協議会への参加

四国4県老人クラブ連合会協議会へ参加し、各県の様々な活動に関する情報収集を行い、本県における活動に活かしていく。

**5 老人クラブ活動の情報提供と啓発（4,057千円 → 4,433千円 376千円）**

老人クラブの活動に関する情報等を一般県民等に広く紹介、周知するとともに、クラブ会員に対してこれからの活動の参考となる情報を提供し、新規会員の加入促進及び活動の活性化を図る。

(1) クラブ活動の広報の強化

当会のホームページを活用して、老人クラブの目的や活動状況等を広く県民等に紹介するとともに、マスコミへの積極的な情報提供を行い、老人クラブへの理解と新規会員の加入への促進に繋げる。

(2) 会員等に対する情報提供

機関紙「よさこいクラブ高知」を用いて、特色のあるクラブ活動や高齢者の健康づくり等を広く会員に紹介するとともに、市町村老連間の連携強化につなげる。

**6 法人事業及び管理運営（4,920千円 → 3,802千円 △1,118千円）**

(1) 理事会・評議員会・正副会長会の開催

理事会等を適切に開催することにより、適正な法人運営を行うとともに、今後の老人クラブの存続に向けた議論を活発に行う。

(2) 高知県老人クラブ大会の開催

老人クラブの活動・発展に尽力してきた会員・団体に対する表彰や、今後のクラブ活動に有意義な講演を行い、地域支え合いや健康づくり等の活動につなげていく。

(3) 広域の大会等へ参加

全国老人クラブ大会（鳥取県）や中国・四国ブロック老人クラブリーダー研修会（岡山市）に参加し、他県の先進地事例に関する情報収集等を行う。

#### (4) 社会参加活動等の推進

高齢者の意欲と姿勢を地域社会に示すために、「老人の日・老人週間」において「健康」「友愛」「奉仕」の老人クラブの全国三大運動の取組を推進する。

#### (5) 老人クラブ傷害保険・賠償責任保険、会員章の普及促進

##### ① 傷害保険・賠償責任保険の加入促進

会員のクラブ活動や日常生活の万が一のけがなどに備えるため、積極的に加入促進に努める。

##### ② 会員章の普及

全国共通の“仲間のしるし”であり、老人クラブの輪をさらに広げるため多くの会員への普及を目指す。



2 令和8年度 正味財産増減計算書

公益財団法人 高知県老人クラブ連合会

令和8年4月1日～令和9年3月31日

単位(円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減額	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1) 基本財産運用益	20,000	1,000	19,000	四国銀行 定期預金利息
2) 受取会費	1,744,000	1,788,000	△ 44,000	高知市 300,000円 2,000×60クラブ=120,000円 3,000×92クラブ=276,000円 4,000×262クラブ=1,048,000円
3) 事業収益	415,000	385,000	30,000	老人クラブ保険広告費収入 145千円 ろうれんピック参加費収入 270千円
4) 受取補助金等	21,265,000	20,441,000	824,000	高知県老人クラブ連合会活動促進事業費補助金
5) 受取民間補助金		0	0	
6) 受取利息	10,000	1,000	9,000	四国銀行 普通預金利息
7) 会員章掘金収益	1,000	1,000	0	
8) 定期預金受取利息	50,000	14,000	36,000	高知信用金庫 定期預金利息
9) 雑収益	10,000	10,000	0	
経常収益計	23,515,000	22,641,000	874,000	
(2) 経常費用				
1) 事業費	20,820,000	18,567,000	2,253,000	(主な増減理由)
役員報酬	4,424,000	3,963,000	461,000	役員報酬規程の見直しに伴う増額(第4号議案)
給料手当	6,227,000	6,191,000	36,000	} 正職員の昇給等に伴う増額
賃 金	28,000	26,000	2,000	
賞与手当	985,000	728,000	257,000	
職員退職給付費用	412,000	350,000	62,000	
福利厚生費	1,896,000	1,778,000	118,000	
旅費交通費	1,046,000	781,000	265,000	} 管理費の中の事務的経費の一部を事業費に移管
通信運搬費	719,000	673,000	46,000	
消耗品費	624,000	438,000	186,000	
燃料費	74,000	74,000	0	
印刷製本費	820,000	798,000	22,000	
図書購入費	5,000	5,000	0	
光熱水費	198,000	198,000	0	
手数料	139,000	6,000	133,000	
賃借料	1,141,000	724,000	417,000	
保険料	56,000	60,000	△ 4,000	
諸謝金	175,000	125,000	50,000	} R7のHPリニューアルが完了したため
支払負担金	360,000	3,000	357,000	
支払助成金	440,000	340,000	100,000	
委託費	942,000	1,247,000	△ 305,000	
会議費	26,000	15,000	11,000	
交際費	10,000	10,000	0	
減価償却費	73,000	34,000	39,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増減額	備 考
2)管理費	3,802,000	4,920,000	△ 1,118,000	(主な増減理由)
役員報酬	1,069,000	983,000	86,000	事務的経費を事業費に移管  正職員の間ドック受診料
給料手当	566,000	563,000	3,000	
賞与手当	985,000	940,000	45,000	
賃 金	0	0	0	
職員退職給付費用	0	0	0	
福利厚生費	373,000	328,000	45,000	
旅費交通費	350,000	671,000	△ 321,000	
通信運搬費	0	0	0	
手数料	0	153,000	△ 153,000	
消耗品費	0	208,000	△ 208,000	
印刷製本費	0	50,000	△ 50,000	
光熱水費	0	0	0	
賃借料	110,000	306,000	△ 196,000	
謝 金	0	20,000	△ 20,000	
支払負担金	314,000	677,000	△ 363,000	
委託費	30,000	0	30,000	
新聞図書費	0	0	0	
会議費	0	6,000	△ 6,000	
交際費	0	10,000	△ 10,000	
雑 費	2,000	2,000	0	
租税公課	3,000	3,000	0	
経常費用計	24,622,000	23,487,000	1,135,000	
当期経常増減額	△ 1,107,000	△ 846,000	△ 261,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額		0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,107,000	△ 846,000	△ 261,000	
一般正味財産期首残高	28,767,085	29,613,085	△ 846,000	
一般正味財産期末残高	27,660,085	28,767,085	△ 1,107,000	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	27,660,085	28,767,085	△ 1,107,000	

3 令和8年度 正味財産増減計算書内訳表 公益財団法人 高知県老人クラブ連合会

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

勘定科目名	①地域支えあいの推進	②健康づくり・介護予防の支援	③若手高齢者・女性会員による老人クラブ活動の活性化	④老人クラブ活動の支援	⑤老人クラブ活動の情報提供と啓発	共通	公益小計	法人事業・管理費	合計	参考 令和7年度 合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>										
<b>1. 経常増減の部</b>										
経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	20	20	0	20	1
基本財産運用益	0	0	0	0	0	20	20	0	20	1
受取会費	150	100	250	400	200	0	1,100	644	1,744	1,788
受取会費	150	100	250	400	200	0	1,100	644	1,744	1,788
事業収益	0	270	15	130	0	0	415	0	415	385
事業収益	0	270	15	130	0	0	415	0	415	385
その他収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	2,268	4,934	4,614	2,605	4,090	0	18,511	2,754	21,265	20,441
受取地方公共団体補助金	2,268	4,934	4,614	2,605	4,090	0	18,511	2,754	21,265	20,441
民間受取補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	0	71	71	0	71	26
受取利息	0	0	0	0	0	10	10	0	10	1
会員章拠金収益	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
定期預金利息	0	0	0	0	0	50	50	0	50	14
雑収益	0	0	0	0	0	10	10	0	10	10
経常収益計	2,418	5,304	4,879	3,135	4,290	91	20,117	3,398	23,515	22,641
経常費用										
事業費	2,494	5,435	5,043	3,415	4,433	0	20,820	3,802	24,622	23,487
人件費	2,128	3,834	3,409	2,219	2,382	0	13,972	2,993	16,965	15,850
役員報酬	719	1,188	1,079	719	719	0	4,424	1,069	5,493	4,946
給料手当	1,132	1,132	1,698	1,132	1,133	0	6,227	566	6,793	6,754
賞金	0	28	0	0	0	0	28	0	28	26
賞与手当	0	985	0	0	0	0	985	985	1,970	1,668
退職給付費用	0	0	91	91	230	0	412	0	412	350
福利厚生費	277	501	541	277	300	0	1,896	373	2,269	2,106
その他事業費	366	1,601	1,634	1,196	2,051	0	6,848	0	6,848	5,531
旅費交通費	120	88	379	459	0	0	1,046	0	1,046	781
通信運搬費	12	60	162	6	479	0	719	0	719	673
消耗品費	40	253	285	21	25	0	624	0	624	438
燃料費	0	0	0	0	74	0	74	0	74	74
印刷製本費	5	57	129	103	526	0	820	0	820	798
光熱水費	0	0	0	0	198	0	198	0	198	198
図書購入費	0	0	0	5	0	0	5	0	5	5
手数料	133	6	0	0	0	0	139	0	139	6
賃借料	23	436	238	37	407	0	1,141	0	1,141	724
保険料	0	54	2	0	0	0	56	0	56	60
諸謝金	0	100	75	0	0	0	175	0	175	125
支払負担金	3	0	0	15	342	0	360	0	360	3
支払助成金	0	0	0	440	0	0	440	0	440	340
委託費	30	547	265	100	0	0	942	0	942	1,247
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	26	0	0	0	26	0	26	15
交際費	0	0	0	10	0	0	10	0	10	10
租税公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	73	0	0	0	73	0	73	34
管理費								809	809	2,106
交際費								0	0	10
会議費								0	0	6
旅費交通費								350	350	671
通信運搬費								0	0	0
手数料								0	0	153
消耗品費								0	0	208
印刷製本費								0	0	50
光熱水費								0	0	306
賃借料								110	110	20
謝金								0	0	677
支払負担金								314	314	0
図書購入費								0	0	0
委託費								30	30	0
雑費								2	2	2
租税公課費								3	3	3
経常費用計	2,494	5,435	5,043	3,415	4,433	0	20,820	3,802	24,622	23,487
当期経常増減額	△ 76	△ 131	△ 164	△ 280	△ 143	91	△ 703	△ 404	△ 1,107	△ 846
<b>2. 経常外増減の部</b>										
経常外収益									0	0
経常外費用									0	0
当期経常外増減額									0	0
当期一般正味財産増減額									△ 1,107	△ 846
一般正味財産期首残高									28,767	29,613
一般正味財産期末残高									27,660	28,767
<b>II 指定正味財産増減の部</b>									0	0
当期指定正味財産増減額									0	0
指定正味財産期首残高									0	0
指定正味財産期末残高									0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>									27,660	28,767

## 4 令和8年度 県老連実施・開催事業の概要

### 【地域支え合い活動の推進】

事業名	地域支え合い研修会
趣 旨	高齢者同士の見守り活動を実践しているクラブの事例発表や特殊詐欺被害の防止等について学び、地域支え合いの推進及び住みやすい地域づくりに向けた研修会を開催します。 ※健康づくり研修会と同時開催
事業内容	事例発表、講演 等
開催日 会場	*東部：8月27日（木）安田町文化センター 多目的ホール *中部：9月下旬 県立ふくし交流プラザ *西部：9月10日（木）ふるさと総合センター(黒潮町)

### 【健康づくり・介護予防に関する事業】

事業名	健康づくりリーダー研修会
趣 旨	皆が地域で楽しく、元気に暮らしていきたいという願いを実現するために、高齢者の健康保持・増進に向けて、介護予防・フレイル予防の理解を深めるとともに、新たな健康づくりリーダーの確保を図る。 ※地域支え合い研修会と同時開催
事業内容	事例発表、講演 等
開催日 会場	*東部：8月27日（木）安田町文化センター 多目的ホール *中部：9月下旬 県立ふくし交流プラザ *西部：9月10日（木）ふるさと総合センター(黒潮町)

事業名	集え！競おう！ろうれんピック2026
趣 旨	誰もが楽しめるスポーツを通して、交流の輪を広げ、健康と生きがいづくりを推進する。
開催日 会場 競技種目	*東部：5月21日（木）安芸市体育館〈ワナゲ、シャフルボード〉 10月1日（木）安芸ドーム〈グラウンド・ゴルフ、モルック〉 *中部：6月10日（水）県立春野総合運動公園〈ワナゲ、フロッカー、ポッチャ〉 10月14日（水）県立春野総合運動公園 〈グラウンド・ゴルフ、ペタンク、モルック〉 *西部：5月29日（金）土佐清水市立市民体育館〈ワナゲ、ポッチャ〉 10月29日（木）四万十市立安並総合運動公園 運動広場 〈グラウンド・ゴルフ、ペタンク〉

## 【若手・女性会員が企画運営する事業】

事業名	県内外の若手委員会等との情報交換会
趣 旨	本県の若手委員会と県外の若手委員会等との意見交換会を開催し、活動の活性化を図る。
事業内容	若手委員会で内容を検討
対 象 者	高知県老連若手委員会、他県等の若手委員会（未定）
開 催 日	未 定
会 場	未 定

事業名	女性委員会と市町村老連女性委員会等交流事業
趣 旨	県老連の女性委員会が市町村等に出向いて女性会員と交流を持ち、情報交換や話し合いの場をもつことで、活性化の糸口を見つける機会とする。
事業内容	情報・意見交換 等
開 催 日 会 場	未 定

事業名	女性委員会を中心とした「ものづくり」事業
趣 旨	県内の会員同士が力を合わせ、工夫しながら作品作りを行うことで連帯感を高め、クラブ活動の活性化や会員の生きがいづくりに繋げていく。
事業内容	各市町村老連の女性委員会や若手委員会等に作品の共同作成を呼びかけ、完成品を県老連大会や元気ハツラツ&はちきん大会等で展示するとともに、ホームページ等に掲載し紹介していく。

事業名	元気ハツラツ&はちきん大会
趣 旨	若手委員と女性委員が共同で企画・運営し、イベントの企画力や運営力の向上を図るとともに、会員の日頃の活動成果の発表を通じて、会員間の交流と一層の活動強化を図る。
事業内容	1 実行委員会の設置      *テーマ、内容等の検討 2 出演団体等の募集 3 開催
開 催 日	11月12日（木）
会 場	高知市春野文化ホール「ピアステージ」

事業名	会員パワーアップ研修会
趣 旨	開催地の若手リーダー等が中心となって企画、運営し、スポーツや音楽、文化活動などを通じた楽しいクラブの作り方について学習する。
対 象 者	*市町村老連会長                      *単老会長はじめ役員 *女性・若手委員                      *将来リーダーとして期待される会員
事業実施主体	県老連若手委員会
事業内容	若手委員で内容検討
開 催 日	令和9年1月
会 場	未定(1か所予定)

### 【老人クラブ活動の支援や情報提供】

事業名	市町村老連会長・事務担当者会
趣 旨	令和8年度の予算と事業計画・重点施策等の説明や時宜を得た情報提供を行うことにより、県老連及び市町村老連事業の円滑な実施と老人クラブ活動の活性化を図る。
事業内容	1 事業計画等の説明                      2 行政等の情報提供 3 事例発表                                      4 その他
開 催 日	4月17日(金)
会 場	県立ふくし交流プラザ

事業名	ブロック別市町村老連会長・事務担当者会議
趣 旨	老人クラブが継続して活動できるよう、クラブ運営の課題等について意見交換を行うことにより、新規会員の加入促進やクラブの解散防止などを図る。
事業内容	老人クラブの現状と課題等に関する意見交換
開 催 日	<安 芸> 7月22日(水) (北川村) 北川村市民会館
会 場	<中央東> 7月17日(金) (香南市) 香我美庁舎内2階研修室
	<嶺 北> 8月4日(火) (土佐町) 土佐町役場田井支所 1階「多目的ホール」
	<中央西> 7月14日(火) (佐川町) 佐川町健康福祉センターかわせみ 元気ホール
	<高 幡> 7月30日(木) (須崎市) 須崎市立市民文化会館大会議室B
	<幡 多> 8月7日(金) (宿毛市) 宿毛市総合社会福祉センター

事業名	<b>老人クラブ活動のPR事業</b>
趣 旨	機関紙やインターネット等により、タイムリーで質の高い情報提供を行うとともに、会員等から得た情報も積極的に共有していく。
事業内容	1 ホームページによる活動状況の紹介 2 機関紙の発行（全会員に配布）

事業名	<b>第66回高知県老人クラブ大会</b>
趣 旨	老人クラブの活動・発展に尽力してきた会員・団体に対する表彰や今後のクラブ活動の参考となる講演を行うことにより、老人クラブ活動の発展を図る。
事業内容	1 式典・表彰 2 講演 等
開催日	12月3日（木）
会 場	県立ふくし交流プラザ

事業名	<b>広域の大会や研修会への参加</b>
趣 旨	全国老人クラブ大会や中国・四国ブロック老人クラブリーダー研修会に参加し、他県の先進事例等に関する情報収集や他県の老人クラブとの交流を図る。
開催日 会 場	*第55回全国老人クラブ大会 11月26日（木）～27日（金） 鳥取県 *令和8年度中国・四国ブロック老人クラブリーダー研修会 7月9日（木）～10日（金）岡山市

事業名	<b>社会参加活動の推進</b>
趣 旨	老人の日を中心とした奉仕等の活動により、高齢者の元気で社会に貢献する姿を示すとともに、子ども達との交流活動や見守り活動などにも取り組む。
事業内容	1 「老人の日・老人週間」の推進 「老人の日」（9月15日）と老人週間（9月15日から1週間）に、全国の老人クラブとともに仲間と集い、「一斉奉仕活動」「相互支援活動」「健康づくり活動」を展開する。 2 高齢者の交通事故防止及び特殊詐欺被害防止等の推進 高齢者が被害者にも加害者にもなる事故が多くみられることから、引き続き交通安全意識を高めるように努めるとともに、特殊詐欺や消費者トラブルなどに遭わないための啓発を行う。 3 子どもたちの健やかな成長への見守り活動 地域の文化伝承活動等を通じて、子ども達が地域への愛着や親しみを持てる取組を進めるとともに、登下校時の見守り活動などを行う。
事業実施 主体	*単位クラブ *市町村老連 *県老連

事業名	<b>老人クラブ傷害保険・賠償責任保険の加入促進</b> *P56~57を参照
事業内容	<p>○老人クラブ傷害保険  クラブ活動中の事故に備えた「活動型」(2タイプ)と活動中以外の事故も対象とした「24時間型」(4タイプ)の中から、自分に合ったタイプを選択できる。</p> <p>○老人クラブ賠償責任保険  クラブ活動中の対人・対物事故に備えた保険であり、単位クラブ全会員の加入が条件となる。</p>

事業名	<b>会員章の普及促進</b>
趣旨	全国共通の“仲間のしるし”であり、老人クラブの輪をさらに広げるため多くの会員への普及を目指す。

## 5 令和8年度 市町村老連モデル委託事業及び補助事業

### (1) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業一覧

#### 【委託事業】

事業名	経費	実施老連数
①地域支え合い事業	3万円以内	1市町村
②健康づくりリーダー養成事業	5万円以内	3市町村
③若手・女性会員活動促進事業	3万円以内	3市町村
④若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業	8万円以内	2市町村
⑤新規会員加入促進・解散防止モデル事業	5万円以内	2市町村

#### 【補助事業】

事業名	経費	実施老連数
⑥老人クラブ活動支援事業	会長が決定する額	—
⑦会員増クラブに対する活動支援事業	1万円以内	5単位クラブ

## (2) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業実施要綱

### 【委託事業】

事業名	① 地域支え合い事業
趣 旨	高齢者同士の見守り活動や地域の環境美化活動、登下校の子どもの見守り活動等を委託して実施し、事業の成果を広く周知することにより、県内での地域支え合い活動の促進を図り、高知型地域共生社会の構築に寄与する。
事業内容	<p>活動内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 友愛訪問活動：話し相手、安否確認、情報提供や声掛け</li> <li>* 地域で暮らす認知症の人への声掛けや家族の手助け</li> <li>* サロンの運営</li> <li>* 奉仕活動：美化・緑化活動、清掃活動</li> <li>* スマートフォン教室：安否確認や閉じこもりがちな高齢者と繋がる手段としてスマートフォンやアイパッドの活用を習得</li> <li>* 生きがい活動：サークル活動、文化芸術鑑賞活動、趣味活動、文化伝承活動</li> <li>* 少子化対策：出会い、結婚、子育て応援や放課後児童クラブの手助け活動</li> <li>* 子どもの見守りや交流活動：登下校時の児童等の見守り、スポーツや文化活動の交流</li> <li>* 生活安全活動：振り込め詐欺・悪質商法予防活動、交通安全、防犯、防災</li> <li>* 環境活動：環境保全活動、エコ活動、森林保全活動</li> <li>* 老人クラブ活性化のための生産活動や販売</li> <li>* 老人クラブで取り組む町おこしや地域の売り出し</li> </ul>
事業実施主体	市町村老連（市町村老連が単位クラブと行うことは可）
委託する経費	1 市町村老連 30 千円以内（1 市町村老連を予定）
実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日
申請締切日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
対象経費	別表 1 を参照（21 頁）
実施手順	別表 2 を参照（22 頁）

事業名	② 健康づくりリーダー養成事業
趣 旨	健康づくり活動や介護予防活動など他の先進例となる活動を行う健康づくりリーダーの養成を図る。
事業内容	活動内容（例） *健康づくり・介護予防教室：講師を招いて健康づくりに関する学習活動 *住民主体の介護予防活動：介護予防教室の設立、運営サロンや集会所での継続した介護予防活動 *軽スポーツを通じた健康づくり：軽スポーツの講習会の開催や普及促進、近隣市町村との交流大会の開催
事業実施主体	市町村老連（単位クラブや市町村が組織する女性委員会・若手委員会等での活動も可）
委託する経費	1 市町村老連 5 万円以内（3 市町村老連を予定）
実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日
申請締切日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
対象経費	別表 1 を参照（21 頁）
実施手順	別表 2 を参照（22 頁）

事業名	③ 若手・女性会員活動促進事業
趣 旨	若手委員や女性委員がリーダーシップを発揮し、これからのクラブづくりのモデルとなるような若手会員や女性会員のニーズにあった事業を実施することにより、会員の加入促進や活性化を推進する。
事業内容	活動内容（例） 1 若手会員や女性会員の加入促進につながるイベントや活動の実施 2 若手会員や女性会員を対象としたサークル・グループ活動の組織化 *スポーツ、文化サークルづくり 3 豊富な知識や社会経験を生かして行う活動 *趣味の園芸教室 *子どもの学習・自然体験サポート隊 *ものづくり支援 4 学習会の開催 *スマートフォン教室 *パソコン教室（文書作成、HP 作成） 5 情報の発信 *SNS 等による情報の発信 *広報誌の作成（地域づくり、仲間づくり、趣味）
事業実施主体	市町村老連若手委員会（もしくは設立予定の市町村老連） 市町村老連女性委員会（もしくは設立予定の市町村老連）
委託する経費	1 市町村老連当たり 3 万円以内（3 市町村老連を予定）
実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日
申請締切日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
対象経費	別表 1 を参照（21 頁）
実施手順	別表 2 を参照（22 頁）

事業名	④ 若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業
趣 旨	市町村老連の枠を超えて若手委員会の主催による広域の交流会を開催することで、若手高齢者の企画力と行動力の向上を図るとともに、会員の交流と新規会員の加入促進を図る。
事業内容	<p>1 実行委員会の設置 運営委員会を設置し、周辺の市町村老連への呼びかけ方や会員増につながる運営方法を話し合い、実施要領を決定する。</p> <p>2 事業の内容 I 交流会の開催 ① 若手高齢者などが参加しやすく会員増につながる交流会の開催 例：ボーリング、ゴルフ、ハイキング、スポーツ交流会等 ② 交流を行う市町村でのクラブのPR 例：情報誌の制作、加入促進パンフレットの制作 等 II 交流会の参加者 会員及び一般高齢者、地域住民 ※交流を行う他の市町村にも、必ず参加を呼びかけること。</p> <p>3 成果の共有 事業終了後に、交流を行った市町村間で成果と課題を共有する。</p>
事業実施主体	市町村老連若手委員会（複数の市町村老連が合同で行うこと） ※申請時には、代表となる市町村老連若手委員の氏名も記入すること。
委託する経費	1 事業実施主体 80千円以内（2 事業実施主体を予定）
実施期間	交付決定日～令和9年3月31日
申請締切日	令和8年4月28日（火）
対象経費	別表1を参照（21頁）
実施手順	別表2を参照（22頁）

事業名	⑤ 新規会員加入促進・解散防止モデル事業
趣 旨	市町村老連と単位老人クラブが一体となって行なう新規会員の加入促進やクラブの解散防止のための事業を市町村老連に委託して実施することにより、他の市町村老連での会員の加入促進や解散防止の取組に活かす。
事業内容	<p>活動内容（例）</p> <p>1 新規会員を勧誘するためのチラシの作成 2 クラブ活動の周知を図るための勉強会の開催 3 単位老人クラブ役員の研修会の開催 4 新規会員確保を図るためのスポーツイベントの開催</p>
事業実施主体	市町村老連
委託する経費	1 市町村老連当たり5万円以内（2市町村老連を予定）
実施期間	交付決定日～令和9年3月31日
申請締切日	令和8年4月28日（火）
対象経費	別表1を参照（21頁）
実施手順	別表2を参照（22頁）

## 【補助事業】

事業名	⑥ 老人クラブ活動支援事業
趣 旨	広域のブロック等で行うスポーツ大会等に対して助成することにより、市町村老連の広域的な連携と交流を支援する。
事業内容	複数の市町村老連が共同で行う事業：芸能大会、スポーツ大会、研修会など 例：ウォーキング、グラウンド・ゴルフ、役員研修会
事業実施主体	郡（広域）市町村老人クラブ連合会 ※複数の市町村老連が共同で実施することも可 ※申請は、代表となる市町村老人クラブ連合会や共同体が行うこと。
補助限度額	1 事業当たり 2 万円 + 5 千円 × 参加市町村老連数を上限として、予算を考慮して会長が決定する額（※参加市町村老連数によって限度額が変動します。） ※申請は、複数の事業を併せて行うことが可能であり、その場合には、各事業間で経費を調整することができます。
実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日
申請締切日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
対象経費	別表 1 を参照（21 頁）
実施手順	別表 2 を参照（22 頁）

事業名	⑦ 会員増クラブに対する活動支援事業
趣 旨	会員が 5 人以上増えた単位クラブや新設クラブに対して、一層の会員増と活動強化を図ってもらうことを目的に活動費を助成する。
事業内容	1 会員が 5 人以上増えた単位クラブに対する活動助成 2 新設クラブに対する活動助成 ※ 1 及び 2 とともに、単位クラブが行う自主的で多様な活動や新たな会員増につながる事業
事業実施主体	単位老人クラブ（基準日を令和 7 年 4 月 1 日とし、前年度の会員数に対して 5 人以上純増し、申請書提出時点まで維持しているクラブ及び新設したクラブに限る。） ※申請書の提出は、市町村老連経由のこと。
助 成 額	1 単位クラブ当たり 1 万円以内（5 単位クラブを予定）
実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日
申請締切日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火）
対象経費	別表 1 を参照（21 頁）
実施手順	別表 2 を参照（22 頁）

## 別表 1

### (3) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業対象経費について

#### 【対象となる経費】

対象費目	対象となる主な内容
賃 金	イベント等において臨時的に雇用した者に対する賃金
報 償 費	研修会等の講師、スポーツ大会等への送迎バス運転、スポーツ大会審判員等への謝金
旅 費	講師、実行委員への旅費
需 用 費	事務用品費、印刷コピー代、必要なテキスト資料等、活動用具代、料理教室等の食材費等、熱中症予防のための飲み物
役 務 費	電話代、切手代、振込手数料
使用料及び賃借料	会場代、バス借上げ料、有料道路通行料

#### 【対象とならない経費】

- ① 人件費（給料、手当）  
※賃金は、対象として可。
- ② 参加者に対する交通費
- ③ 施設訪問、友愛訪問等の際の土産品に要する経費（材料費代を除く）、見舞金等
- ④ 食糧費（宴会や懇親会・交流会の飲食費等）  
※スポーツ活動や環境美化活動等の際の熱中症予防のための飲みものや茶菓子、料理教室の食材費については、対象として可。
- ⑤ 事業に係る賞品（参加賞、記念品、賞品）  
※スポーツ大会等で、表彰に繰り返し毎年使用するトロフィー等は対象として可。
- ⑥ 入館料、拝観料
- ⑦ 保険料  
※老人クラブが団体単位で加入し、事業に対する対人・対物事故を補償の対象とした賠償責任保険は、対象として可。

## 別表2

### (4) 市町村老連モデル委託事業及び補助事業実施手順について

1.申請書提出 ⇒ 2.モデル市町村老連決定通知 ⇒ 3.請書・請求書提出／委託料（補助金）の支払 ⇒ 4.事業実施 ⇒（事業変更・中止）⇒ 5.実績報告

※申請書等の様式は、県老連ホームページからダウンロードできます。

#### 1 事業実施についての申請と決定

各事業の申請締切日までに、次の申請書を提出してください。申請締切後、正副会長及び事務局長による審査会を行い、事業を実施していただく市町村老連を決定し、その結果を通知します。

- ・モデル委託事業 市町村老連モデル委託事業の申請書「様式1」
- ・補助事業 各事業の補助金交付申請書「様式1」

#### 2 事業の採択と決定時期

事業の採択にあたっては、事業内容がモデルとしてふさわしいかどうかによって決定しますが、申請状況によっては、先着順とすることや委託費又は補助金の額を調整することがあります。

#### 3 請書・請求書の提出及び委託料・補助金の支払い

決定通知があった後、次の書類を提出してください。提出後、速やかに委託費又は補助金をお支払いします。

- ・モデル委託事業 請書「様式2」、請求書「様式3」
- ・補助事業 各事業の請求書「様式2」

#### 4 事業の変更・中止

事業を途中で大幅に変更する場合、または中止する場合は、次の書類を速やかに提出してください。

##### ① 変更する場合

- ・モデル委託事業 委託事業の変更承認申請書「様式4」
- ・補助事業 各事業の変更承認申請書「様式3」

##### ② 中止する場合

- ・モデル委託事業 委託事業の中止承認申請書「様式5」
- ・補助事業 各事業の中止承認申請書「様式4」

#### 5 事業実績の報告

事業終了後、次の書類を1か月以内に提出してください。なお、事業終了日が3月になる場合には、4月7日までに提出してください。

また、事業未実施等により不用額があれば、実績報告提出時に返還していただきます。

- ・モデル委託事業 委託事業の実績報告書「様式6」
- ・補助事業 各事業の実績報告書「様式5」

#### 6 書類の保存

申請から実績報告までの一連の証拠書類（領収書等を含む）は、事業終了後5年間保存してください。

様式1

令和 年度市町村老連モデル委託事業申請書

令和 年 月 日

公益財団法人高知県老人クラブ連合会  
会 長 竹 内 博 様

市町村老連名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_ 印

若手委員代表者名※ \_\_\_\_\_

※若手委員代表者名は、若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業のみ記入してください。

令和 年度市町村老連モデル委託事業を実施したいので申請します。

1 希望する事業名（をしてください）

- 地域支え合い事業
- 健康づくりリーダー養成事業
- 若手・女性会員活動促進事業
- 若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業
- 新規会員加入促進・解散防止対策事業

2 実施する事業の内容（下記の事項について、必ず記入してください。）

①実施事業名 （具体的な事業名をお書きください。）

②事業（活動）内容（イベント等の場合は、開催予定日や場所も記載してください。）

③実施（活動）予定時期（準備等の期間も含め記載してください。）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日実施（活動）予定

④実施主体となるメンバー

⑤参加対象者（広域スポーツ等交流会開催事業は、参加市町村名も記載してください。）

⑥参加予定人数

⑦活動の目的（期待される成果や効果についてお書きください。また継続事業の場合は今回改善するポイントも記入してください。）

⑧一般高齢者（非会員）に対する参加計画

### 3 予 算

#### ① 収 入

項 目	予算額（円）	備 考
委託料		
委託料以外の収入		
合 計		

#### ② 支 出 ※該当しない項目は削除または斜線をしてください。

経費区分	支出予定額（円）	内 訳
賃金		作業内容・1日当たりの単価×人数
報償費		講師謝金 単価×（ ）名 バス運転手謝金 単価×（ ）名
旅費		講師旅費 単価×（ ）名 実行委員旅費 単価×（ ）名
需用費		品名、個数
役務費		電話代、切手代等
賃借料		会場使用料（内容、回数） バス使用料（内容、回数）
合 計	円	※収入合計と同額

注) 対象経費、対象外経費については、必ず、令和7年度業務便覧 P21 をご確認のうえ、対象外経費については記入しないでください。

なお、内訳欄は記載例で、これ以外のものがあれば適宜記載してください。

老人クラブ活動支援事業（補助事業）申請書様式

様式1

令和 年 月 日

公益財団法人高知県老人クラブ連合会  
会 長 竹 内 博 様

老連名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_ 印

### 補助金交付申請書

次の内容で事業を実施したいので、老人クラブ活動支援事業に係る補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

#### 2 実施する事業の内容

参加市町村老連名	
事業内容	

#### 3 補助金の上限額の算出

1 事業当たり 20,000 円 + 5,000 円 × 参加市町村老連数 ( ) = \_\_\_\_\_ 円

※ ( ) には、参加市町村老連数を記入すること。

1 事業当たり \_\_\_\_\_ 円 × 実施する事業数 【 】 = 上限額 \_\_\_\_\_ 円 (A)

※ 【 】 には、実施する事業数を記入すること。

#### 4 補助金申請額の算出

(単位：円)

総事業費 (ア)	補助金上限額 (A)	補助金申請額 (ア) 又は (A) のいずれか少ない額 (イ)	補助金以外のその他 の収入 (ア) - (イ) (ウ)

※補助金上限額 (A) = 「3補助金の上限額の算出」で算出された上限額 (A)。

#### 5 総事業費の内訳

※該当しない項目は削除または斜線をしてください。

また、複数の事業を行う場合は、事業毎に記載してください。

経費区分	支出予定額 (円)	内 訳
賃金		作業内容・1日当たりの単価×人数
報償費		講師謝金 単価×( )名 バス運転手謝金 単価×( )名
旅費		講師旅費 単価×( )名 実行委員旅費 単価×( )名
需用費		品名、個数
役務費		電話代、切手代等
賃借料		会場使用料 (内容、回数) バス使用料 (内容、回数)
合 計 (ア)	円	

注) 対象経費、対象外経費については、必ず、令和7年度業務便覧 P21 をご確認のうえ、対象外経費については記入しないでください。

なお、内訳欄は記載例で、これ以外のものがあれば適宜記載してください。

会員増クラブに対する活動支援事業（補助事業）申請書様式

様式1

令和 年 月 日

公益財団法人高知県老人クラブ連合会  
会 長 竹 内 博 様

老連名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_ 印

### 補助金交付申請書

次の内容で事業を実施したいので、会員増クラブに対する活動支援事業に係る補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 実施する事業の内容

単位クラブ名	
活動内容	

3 会員数等の状況

① 会員数が増加したクラブ

令和 年 4 月 1 日会員数 (A)	人
令和 年 4 月 1 日会員数 (B)	人
会員増加数 (A) - (B)	人

\*事務局で確認済のチェック☑をお願いします。

上記会員数の確認を行いました。

## ②新設クラブ

クラブ設立年月日	令和 年 月 日
現在会員数	人

### 4 補助金所要額の算出

総事業費 (ア)	補助金上限額 (イ)	補助金所要額 (ア) 又は (イ) いずれか少ない額 (ウ)	補助金以外の その他の収入 (ア) - (ウ) (エ)
円	10,000 円	円	円

### 5 事業費の内訳 ※該当しない項目は削除または斜線をしてください。

経費区分	支出予定額 (円)	内 訳
賃金		作業内容・1日当たりの単価×人数
報償費		講師謝金 単価×( )名 バス運転手謝金 単価×( )名
旅費		講師旅費 単価×( )名 実行委員旅費 単価×( )名
需用費		品名、個数
役務費		電話代、切手代等
賃借料		会場使用料 (内容、回数) バス使用料 (内容、回数)
合 計 (ア)	円	

注) 対象経費、対象外経費については、必ず、令和7年度業務便覧 P21 をご確認のうえ、対象外経費については記入しないでください。

なお、内訳欄は記載例で、これ以外のものがあれば適宜記載してください。

## 6 令和8年度 高知県老人クラブ連合会 年間行事予定表

( )内は開催地

令和8年4月1日現在

月	日	県 老 連	日	
4	17 (金)	市町村老連会長・事務局担当者会 (ふくし交流プラザ)		
5	14 (木)	監査		
	19 (火)	正副会長会		
	21 (木)	ろうれんピック東部会場 (安芸市) 室内競技: ワナゲ、シャフルボード		
	25 (月)	若手委員会総会		
	26 (火)	女性委員会総会		
	29 (金)	ろうれんピック西部会場 (土佐清水市) 室内競技: ワナゲ、ポッチャ	27 (水)	全老連理事会 (東京都)
6	2 (火)	第1回理事会	16 (火)	全老連評議員会 (東京都)
	10 (水)	ろうれんピック中部会場 (高知市春野) 室内競技: ワナゲ、フロッカー、ポッチャ		
	16 (火)	定時評議員会 午前11時から 第2回理事会 午後1時から		全老連評議員会・ 臨時理事会 (東京都)
7	14 (火)	ブロック別会長・事務担当者会 <中央西: 佐川町>	9 (木) ~ 10 (金)	中四国ブロック老人クラブリーダー研修会 (岡山市)
	17 (金)	ブロック別会長・事務担当者会 <中央東: 香南市>	15 (水)	四国4県老人クラブ連合会連絡協議会 (愛媛県)
	21 (火)	第1回元気ハツラツ&はちきん大会 実行委員会	22 (水)	都道府県・指定都市老連事務局長会議 (東京都)
	22 (水)	ブロック別会長・事務担当者会 <安芸: 北川村>		
	30 (木)	ブロック別会長・事務担当者会 <高幡: 須崎市>		
8	4 (火)	ブロック別会長・事務担当者会 <嶺北: 土佐町>		
	7 (金)	ブロック別会長・事務担当者会 <幡多: 宿毛市>		
	27 (木)	健康づくり 地域支え合い研修会 東部会場 (安田町)	25 (火)	活動推進員等職員セミナー (オンライン開催)

月	日	県 老 連	日	全老連・中四国ブロック関係
9	10 (木)	健康づくり 地域支え合い研修会 西部会場 (黒潮町ふるさと総合センター)		老人の日 (「老人週間」：15日～21日)
		健康づくり 地域支え合い研修会 中部会場 (ふくし交流プラザ)	20 (日)	全国一斉「社会奉仕の日」
10	1 (木)	ろうれんピック東部会場 (安芸市) 屋外競技：グラウンド・ゴルフ、モルック		
	14 (水)	ろうれんピック中部会場 (春野) 屋外競技：グラウンド・ゴルフ、ペタンク 他 ※雨天順延日 10月16日 (金)		
	22 (木)	元気ハツラツ&はちきん大会 第2回実行委員会		
	29 (木)	ろうれんピック西部会場 (四万十市) 屋外競技：グラウンド・ゴルフ、ペタンク ※雨天順延日 10月30日 (金)		
11	12 (木)	元気ハツラツ&はちきん大会 (高知市・春野ピアステージ)	7 (土)～ 10 (火)	第38回全国健康福祉祭 (埼玉県) (地域文化伝承館：7日～9日)
			26 (木) ～ 27 (金)	第55回全国老人クラブ大会 (鳥取県)
12	3 (木)	第66回高知県老人クラブ大会 (ふくし交流プラザ)	8 (火)～ 9 (水)	高齢者の健康づくり・生活支援セミナー
1		会員パワーアップ研修会		
2		第3回理事会	4 (木)～ 5 (金)	都道府県・指定都市老連代表者会議 (東京都)
3		第2回評議員会	11 (木)	全老連理事会/評議員会 (東京都)

県老連女性委員会交流会 (場所未定)

## 7 令和8年度 組織体制・関係法規

- ◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 定款
- ◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会の評議員及び理事候補者の  
選出基準に関する規程
- ◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 若手委員会設置規程
- ◎公益財団法人高知県老人クラブ連合会 女性委員会設置規程
- ◎（公財）高知県老人クラブ連合会役員名簿
- ◎高知県老人クラブ連合会事務局 事務分担表
- ◎市町村老人クラブ連合会 事務局一覧



# 公益財団法人高知県老人クラブ連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人高知県老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、老人クラブ活動の推進を図るため、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための研修、教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者福祉の増進及び豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防を推進する事業
- (2) ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする事業
- (3) 高齢者の地域における支え合い、暮らしの安全・安心に資する事業
- (4) 前3号を普及するための調査研究、各種会議の開催、機関紙の発行等
- (5) 老人クラブの育成指導及び連絡調整
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第10条 この法人に評議員10名以上30名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総

務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務の遂行に要した費用については弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから評議員会において互選する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において議事録署名人として選任された評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人であるその者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1をこえてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行し、常務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、この法人の運営に関し、必要に応じて会長に対し助言等を行う。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員がその職務の遂行に要した費用については弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 会員

第32条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる

- る。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員規程による。

## 第9章 事務局 (設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会において選任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)

第34条 この定款は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

## (解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## (残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法 (公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、成川 清とする。

- 4 この法人の最初の常務理事は、砂田孝男とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
- 山内 豊  
 森下 弘 幸  
 永富 徳次郎  
 土居 慶 典  
 米田 守  
 松本 昭 英  
 山嶋 丈  
 大野 忠 康  
 入野 榮 喜  
 北村 光  
 杉本 一  
 澤田 幸 男  
 岡崎 友 則  
 矢野 定  
 土居 良 彦  
 明神 辰 子  
 松岡 秀 直  
 谷添 順 一  
 佐竹 正 盛  
 朝比奈 喜世子

附 則  
 この定款は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

<別表> 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
定期預金	四国銀行県庁支店 額面 10,000,000 円

## 公益財団法人高知県老人クラブ連合会の評議員及び 理事候補者の選出基準に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高知県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）定款第 11 条及び第 21 条の規定に基づき、評議員及び理事を評議員会で選任するにあたり、その候補者を選出する基準を定めることを目的とする。

(評議員)

第 2 条 評議員候補者は、別表の選出区分の地区毎の定数の範囲内で市町村老人クラブ連合会（市町村を区域とする老人クラブを含む。）を代表する者及び次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県老連若手委員会副委員長 1 名
- (2) 県老連女性委員会副委員長 1 名

(理事)

第 3 条 理事候補者は、別表の選出区分の市町村毎の定数の範囲内で市町村老人クラブ連合会（市町村を区域とする老人クラブを含む。）を代表する者及び次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県老連常務理事（事務局長） 1 名
- (2) 県老連若手委員会委員長 1 名
- (3) 県老連女性委員会委員長 1 名
- (4) 学識経験者 3 名以内

附 則  
この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和 5 年 6 月 20 日から施行する。

別表

選 出 区 分		理事数	評議員数
地 区 名	市 町 村 名		
安芸地区	室戸市、安芸市	2	6
	東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	1	
中央東地区	南国市	1	3
	香南市	1	
	香美市	1	
	本山町、大豊町、土佐町、大川村	1	
高知市地区	高知市	3	3
中央西地区	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	4	2
高幡地区	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	3	2
幡多地区	四万十市	1	1
	宿毛市、土佐清水市	2	
	黒潮町	1	
	大月町	1	
計		22	17

## 公益財団法人高知県老人クラブ連合会若手委員会設置規程

### (目 的)

第1条 この委員会は、老人クラブ活動の総合的かつ効果的な事業推進を図るため、若手高齢者（75歳未満の者）の立場で次に掲げる事項について審議し、老人クラブの組織の強化と活動の活性化を図ることを目的に設置する。

- (1) 若手会員の加入促進・組織化に関する事項
- (2) 若手リーダーの育成・研修会に関する事項
- (3) 若手会員の活躍の場づくりに関する事項
- (4) その他若手会員の発想や行動力を生かした事業に関する事項

### (構 成)

第2条 委員会は、別に定める選出区分から推薦された者（75歳未満の者）をもって構成し、委員は高知県老人クラブ連合会会長が委嘱する。

### (任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役 員)

第4条 委員会は、次の役員を置き、委員会において選任する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任委員 5名

2 選任については、別表によるものとする。

### (会議・運営)

第5条 委員会の運営を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 委員会総会
- (2) 常任委員会

2 前項の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、公益財団法人高知県老人クラブ連合会事務局において処理する。

### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 初回委員の任期は第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成20年3月31日までとする。

### 附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 別 表

#### 役員を選任

1	常任委員の選任について 次の各ブロックごとに、当該委員の互選により選任する。	
	安芸ブロック（室戸市・安芸市・安芸郡）	1名
	中央ブロック（高知市・南国市・香南市・香美市・土佐市・嶺北地区・中央西広域）	4名
	高幡ブロック（須崎市・高幡地区）	1名
	幡多ブロック（四万十市・宿毛市・土佐清水市・幡多郡）	1名
		計 7名
2	委員長・副委員長の選任について 上記常任委員の中から選任する。	
	委員長 1名 副委員長 1名	

高知県老人クラブ連合会若手委員会 委員選出区分・委員数

選出区分		市町村名	委員数
安芸ブロック	室戸市	室戸市	1名
	安芸市	安芸市	1名
	安芸郡	東洋町	1名
		奈半利町	
		田野町	
		安田町	
		北川村	
	馬路村		
芸西村			
中央ブロック	高知市	高知市	1名
	南国市	南国市	1名
	香南市	香南市	1名
	香美市	香美市	1名
	嶺北地区	本山町	1名
		大豊町	
		土佐町	
		大川村	
	土佐市	土佐市	1名
	中央西広域	いの町	1名
		仁淀川町	
佐川町			
越知町			
日高村			
高幡ブロック	須崎市	須崎市	1名
	高幡地区	中土佐町	1名
		禰原町	
		津野町	
四万十町			
幡多ブロック	宿毛市	宿毛市	1名
	土佐清水市	土佐清水市	1名
	四万十市	四万十市	1名
	幡多郡	黒潮町	1名
		大月町	
合計		33市町村	16名

## 公益財団法人高知県老人クラブ連合会女性委員会設置規程

### (目 的)

第1条 公益財団法人高知県老人クラブ連合会女性委員会（以下「委員会」という。）は、老人クラブにおける女性リーダーの相互の連絡提携を図り、女性の立場から活動の推進と組織の強化を図ることを目的とする。

### (構 成)

第2条 委員会は、別に定める選出区分から推薦された女性リーダーをもって構成し、委員は高知県老人クラブ連合会会長（以下「県老連会長」という。）が委嘱する。

### (任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補充によって委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役 員)

第4条 委員会は、次の役員を置き、委員会において選任する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任委員 5名

2 選任については、別表によるものとする。

### (会議・運営)

第5条 委員会の運営を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 委員会総会
- (2) 常任委員会

2 前項の会議は県老連会長が招集する。

### (提 言)

第6条 委員会は、老人クラブ活性化のために、必要と認められることにつき、県老連会長に提言することができる。

### (規程の変更)

第7条 この規程の変更をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この運営内規は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営内規は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営内規は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営内規は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 別 表

#### 役員を選任

1	常任委員の選任について 次の各ブロックごとに、当該委員の互選により選任する。 安芸ブロック（室戸市・安芸市・安芸郡）	1名
	中央ブロック（高知市・南国市・香南市・香美市・土佐市・嶺北地区・中央西広域）	4名
	高幡ブロック（須崎市・高幡地区）	1名
	幡多ブロック（四万十市・宿毛市・土佐清水市・幡多郡）	1名
		計 7名
2	委員長・副委員長の選任について 上記常任委員の中から選任する。 委員長 1名 副委員長 1名	

高知県老人クラブ連合会女性委員会 委員選出区分・委員数

選出区分		市町村名	委員数
安芸ブロック	室戸市	室戸市	1名
	安芸市	安芸市	1名
	安芸郡	東洋町	1名
		奈半利町	
		田野町	
		安田町	
		北川村	
		馬路村	
芸西村			
中央ブロック	高知市	高知市	1名
	南国市	南国市	1名
	香南市	香南市	1名
	香美市	香美市	1名
	嶺北地区	本山町	1名
		大豊町	
		土佐町	
		大川村	
	土佐市	土佐市	1名
	中央西広域	いの町	1名
		仁淀川町	
		佐川町	
越知町			
日高村			
高幡ブロック	須崎市	須崎市	1名
	高幡地区	中土佐町	1名
		梶原町	
		津野町	
四万十町			
幡多ブロック	宿毛市	宿毛市	1名
	土佐清水市	土佐清水市	1名
	四万十市	四万十市	1名
	幡多郡	黒潮町	1名
		大月町	
合計		33市町村	16名

## (公財) 高知県老人クラブ連合会

## 役員名簿

令和7年6月17日現在

役職	氏名	市町村
会長	竹内 博	仁淀川町
副会長	小寺 雅夫	高知市
副会長	井上 洋子	いの町
副会長	川村 渡	黒潮町 若手委員会委員長
副会長	谷岡 壽満子	室戸市 女性委員会委員長
理事	北代 俊雄	高知市
理事	福原 次善	高知市
理事	有光 忠昭	安芸市
理事	大崎 善裕	南国市
理事	土居 啓之	土佐市
理事	西郷 典生	宿毛市
理事	三木 篤	土佐清水市
理事	武田 正	四万十市
理事	大谷 修二	香南市
理事	奥宮 達也	香美市
理事	伊藤 智	奈半利町
理事	長野 保	土佐町
理事	西森 勝仁	佐川町
理事	志手 功	梶原町
理事	市川 廣美	津野町
理事	植田 浩三	四万十町
理事	橋本 増穂	大月町
理事	酒井 隆昌	黒潮町
理事	井上 達男	高知県社会福祉協議会
常務理事	植田 演真	県老連事務局
監事	平田 裕治	香南市
監事	廣光 良昭	税理士

役職	氏名	市町村
評議員	藤岡 省次	高知市
評議員	大崎 達美	高知市
評議員	長崎 正字	高知市
評議員	竹内 正昭	須崎市
評議員	川村 サトノ	東洋町
評議員	坂本 達治	北川村
評議員	西山 利彦	田野町
評議員	伊吹 衢章	安田町
評議員	清岡 弘滋	馬路村
評議員	松本 幸壽	芸西村
評議員	佐々木 文三	大豊町
評議員	前田 恭男	本山町
評議員	岩崎 一仁	大川村
評議員	岡添 美砂子	越知町
評議員	垣内 陽三	日高村
評議員	古谷 高敬	中土佐町
評議員	豊永 伸行	四万十市
評議員	山脇 多美子	室戸市 若手委員会副委員長
評議員	谷村 照子	土佐清水市 女性委員会副委員長

## 令和8年度 事務局事務分担表

職 名	氏 名	業 務 内 容
事務局長	植田 演眞	○事務局の総括
主 任	津野 理枝	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事会・評議員会・正副会長会に関すること</li> <li>○予算・決算・監査に関すること</li> <li>○会計基準の見直しに関すること</li> <li>○歳入歳出事務に関すること</li> <li>○地域支え合いの推進に関すること</li> <li>○健康づくり・介護予防に関すること</li> <li>○健康づくりリーダー養成事業に関すること</li> <li>○若手・女性会員加入促進事業に関すること</li> <li>○若手高齢者広域スポーツ等交流会開催事業に関すること</li> <li>○会員増強に関すること</li> <li>○ブロック別会長・事務担当者会に関すること</li> <li>○女性委員会に関すること</li> <li>○市町村老連会長・事務担当者会に関すること</li> <li>○新規会員加入促進・解散防止モデル事業に関すること</li> <li>○会員増クラブに対する助成事業に関すること</li> <li>○老人クラブ活動支援事業に関すること</li> <li>○ろうれんピックに関すること</li> <li>○財産の管理運用に関すること</li> <li>○高知県老人クラブ大会に関すること</li> <li>○全国大会に関すること</li> <li>○中四国ブロックリーダー研修会に関すること</li> <li>○四国4県老人クラブ連合会協議会に関すること</li> </ul>
	柳瀬 知左	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若手委員会に関すること</li> <li>○会員パワーアップ研修会に関すること</li> <li>○元気ハツラツ&amp;はちきん大会に関すること</li> <li>○社会参加活動の推進に関すること</li> <li>○広報（機関紙、ホームページ等）に関すること</li> <li>○物品販売に関すること</li> <li>○老人クラブ傷害保険に関すること</li> <li>○経理業務（会計システムの入力作業）</li> <li>○庶務業務（電話対応、郵便物の発送、メールの整理、旅行命令簿の作成、物品購入、会場予約、資料のコピー（名刺・名札等を含む）ほか）</li> </ul>

## 市町村老人クラブ連合会 事務局一覧



市町村老連名	郵便番号	住 所	電 話
高 知 市 老人クラブ連合会	780-8015	高知市百石町3-1-30 高知市南部健康福祉センター2F	088(831)3324
室 戸 市 老人クラブ連合会	781-7109	室戸市領家87 室戸市社会福祉協議会内	0887(22)1348
安 芸 市 老人クラブ連合会	784-0043	安芸市川北甲5685 安芸市社会福祉協議会内	0887(35)2915
南 国 市 老人クラブ連合会	783-0001	南国市日吉町2丁目3-28 南国市社会福祉協議会内	088(863)4444
土 佐 市 老人クラブ連合会	781-1102	土佐市高岡町乙3451-1 土佐市社会福祉協議会内	088(852)2145
須 崎 市 老人クラブ連合会	785-0007	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3F	0889(42)0736
宿 毛 市 老人クラブ連合会	788-0012	宿毛市高砂4-56 宿毛市社会福祉協議会内	0880(65)7665
土佐清水市 老人クラブ連合会	787-0323	土佐清水市寿町11-9 土佐清水市社会福祉協議会内	0880(82)3500
四 万 十 市 老人クラブ連合会	787-0012	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉協議会内	0880(35)3011
香 南 市 高齢者クラブ連合会	781-5452	香南市香我美町下分646 香南市社会福祉協議会内	0887(57)7300
香 美 市 老人クラブ連合会	781-4211	香美市香北町葎生野336-11 香美市社協 香北支所内	0887(59)2140
東 洋 町 老人クラブ連合会	781-7414	安芸郡東洋町大字生見758-3 住民課	0887(29)3394
奈 半 利 町 老人クラブ連合会	781-6402	安芸郡奈半利町乙1269-1 奈半利町社会福祉協議会内	0887(38)7346
田 野 町 老人クラブ連合会	781-6410	安芸郡田野町1828-4 田野町社会福祉協議会内	0887(38)5325
安 田 町 老人クラブ連合会	781-6423	安芸郡安田町大字西島40-2 安田町社会福祉協議会内	0887(38)5500
北 川 村 老人クラブ連合会	781-6441	安芸郡北川村野友甲710-2 北川村社会福祉協議会内	0887(38)6895
馬 路 村 老人クラブ連合会	781-6201	安芸郡馬路村大字馬路407-1 馬路村社会福祉協議会内	0887(42)1020
芸 西 村 老人クラブ連合会	781-5701	安芸郡芸西村和食甲1262 芸西村役場 健康福祉課	0887(33)2112
本 山 町 老人クラブ連合会	781-3601	長岡郡本山町本山1041 本山町社会福祉協議会内	0887(76)2312
大 豊 町 老人クラブ連合会	789-0250	長岡郡大豊町黒石345-7 大豊町社会福祉協議会内	0887(73)1200
土 佐 町 老人クラブ連合会	781-3401	土佐郡土佐町土居206 土佐町社会福祉協議会内	0887(82)1067
大 川 村 老人クラブ	781-3703	土佐郡大川村小松78-6 大川村社会福祉協議会内	0887(84)2361
い の 町 老人クラブ連合会	781-2110	吾川郡いの町1400 いの町社会福祉協議会内	088(892)0515
仁 淀 川 町 老人クラブ連合会	781-1501	吾川郡仁淀川町大崎264-8 仁淀川町社会福祉協議会	0889(35)0207
中 土 佐 町 老人クラブ連合会	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6584-1 中土佐町民交流会館内	0889(52)2058
佐 川 町 老人クラブ連合会	789-1202	高岡郡佐川町乙2310 佐川町社会福祉協議会内	0889(22)1510
越 知 町 老人クラブ連合会	781-1301	高岡郡越知町越知甲2457 越知町社会福祉協議会内	0889(26)1149
栲 原 町 老人クラブ連合会	785-0612	高岡郡栲原町川西路2321-1 栲原町社会福祉協議会内	0889(65)1235
日 高 村 老人クラブ連合会	781-2152	高岡郡日高村沖名5 日高村社会福祉協議会内	0889(24)5310
津 野 町 老人クラブ連合会	785-0202	高知県高岡郡津野町姫野々431-1 津野町総合保健福祉センター	0889(55)2115
四 万 十 町 老人クラブ連合会	786-0004	高岡郡四万十町茂串町11-30 四万十町社会福祉センター内	0880(22)1195
大 月 町 老人クラブ連合会	788-0311	幡多郡大月町鉾土603 大月町社会福祉協議会内	0880(73)1119
黒 潮 町 老人クラブ連合会	789-1931	幡多郡黒潮町入野2017-1保健福祉センター内	0880(43) 2835
	789-1720	幡多郡黒潮町佐賀920 黒潮町社協 佐賀支所内	0880(55) 3250



## 8 資料・統計関係

- ◎老人クラブ数・会員数と加入率の推移
- ◎市町村別老人クラブ数・会員数一覧
- ◎市町村別老人クラブ数・会員数の推移
- ◎県老連が所有するスポーツ用具の貸出について
- ◎県老連ホームページの活用について
- ◎全老連発行教材のご案内
- ◎いきいきクラブ体操【図解】
- ◎全国老人クラブ連合会の取扱い保険PR用



## 高知県の老人クラブ数・会員数と加入率の推移

年	クラブ数	会員数 (人)	60歳以上人口 (千人)	本県加入率 (%)	全国加入率(%) (参考)	
昭和	36	26	1,992		9.5	
	40	493	36,821	119	30.9	
	45	799	50,914	124	41.1	
	50	1,074	64,576	137	47.4	
	52	1,141	68,203	138	49.5	
	55	1,282	71,512	150	47.7	
	60	1,356	76,454	170	45.0	
	61	1,360	74,312	176	42.3	
	62	1,359	71,564	185	38.7	
	63	1,358	70,142	188	37.8	
平成	元	1,362	69,204	192	36.1	41.7
	2	1,362	69,141	197	35.0	40.4
	3	1,366	69,834	203	34.5	39.4
	4	1,375	70,051	208	33.8	38.1
	5	1,380	70,302	213	33.1	37.3
	6	1,404	70,967	217	32.8	36.3
	7	1,402	70,333	221	31.9	35.3
	8	1,400	70,164	225	31.1	34.2
	9	1,399	69,759	229	30.4	33.2
	10	1,398	69,420	232	29.9	32.3
	11	1,165	54,613	162	33.8	31.4
	12	1,163	54,144	163	33.3	30.5
	13	1,161	53,215	164	32.4	29.4
	14	1,149	52,103	167	31.2	28.1
	15	1,138	50,010	168	29.7	27.0
	16	1,111	47,092	170	27.7	25.1
	17	1,082	45,427	170	26.7	24.1
	18	1,000	41,416	169	24.5	23.1
	19	955	39,399	173	22.8	21.7
	20	881	35,346	171	20.7	20.5
21	824	31,954	170	18.7	19.8	
22	774	29,749	173	17.2	18.4	
23	745	28,256	175	16.1	16.6	
24	718	26,727	176	15.2	16.4	
25	692	25,203	176	14.3	15.7	
26	652	23,466	175	13.4	15.0	
27	823	30,985	294	10.5	14.4	
28	791	29,843	293	10.2	13.8	
29	759	28,723	292	9.8	13.3	
30	735	27,213	291	9.3	12.8	
令和	元	715	26,198	291	9.0	12.1
	2	673	24,560	291	8.4	11.5
	3	651	23,190	290	8.0	10.8
	4	625	21,689	288	7.5	10.1
	5	595	19,955	285	7.0	9.3
	6	563	18,567	284	6.5	8.6
	7	539	17,222	282	6.1	

※ クラブ数・会員数は、各年4月1日現在で、市町村老連からの報告による。

※ 60歳以上人口は、各年4月1日現在の「高知県推計人口、人口動態及び推計世帯数」による。

※ 全国加入率は、全国老人クラブ連合会発行の「老人クラブリーダー必携」による。

※ 平成11年～26年は高知市(平成20以降は旧春野町分を含む)を、平成21年～26年は大月町を除くが、高知市及び大月町ともに、平成27年度に再加入。

※ 平成18年以降、三原村は除く。

## 市町村別老人クラブ数・会員数 一覧

令和7年4月1日現在

市町村名・現連合会設立年月日	クラブ・会員数		総数		60歳以上人口(B)	加入率 A/B(%)
	クラブ数	会員数(A)	クラブ数	会員数(A)		
高知市 S36. 11. 6	102	3,415	102	3,415	119,296	2.9%
室戸市 S45. 4. 1	15	652	15	652	6,293	10.4%
安芸市 S41. 6. 6	24	886	24	886	7,515	11.8%
南国市 S39. 4. 1	14	513	14	513	17,525	2.9%
土佐市 S42. 4. 1	12	549	12	549	10,599	5.2%
須崎市 S53. 4. 1	9	269	9	269	9,176	2.9%
宿毛市 S39. 4. 1	23	757	23	757	8,609	8.8%
土佐清水市 S42. 11月	41	1,416	41	1,416	6,527	21.7%
四万十市 H17. 5. 16	18	538	18	538	13,864	3.9%
香南市 H18. 4. 1	20	554	20	554	12,299	4.5%
香美市 H18. 5. 31	26	744	26	744	10,975	6.8%
東洋町 S60. 6. 12	2	59	2	59	1,147	5.1%
奈半利町 S39. 5. 20	7	121	7	121	1,579	7.7%
田野町 S43. 4. 1	7	182	7	182	1,148	15.9%
安田町 S51. 4. 12	7	110	7	110	1,181	9.3%
北川村 S53. 4. 1	5	120	5	120	551	21.8%
馬路村 S44. 12. 10	1	23	1	23	340	6.8%
芸西村 S41. 2. 1	2	64	2	64	1,628	3.9%
本山町 S43. 4. 1	10	304	10	304	1,603	19.0%
大豊町 S40. 10. 25	11	207	11	207	1,901	10.9%
土佐町 S40. 4. 1	9	281	9	281	1,932	14.5%
大川村 ---	1	31	1	31	149	20.8%
いの町 H16. 10. 1	27	931	27	931	9,858	9.4%
仁淀川町 H17. 8. 1	8	358	8	358	2,614	13.7%
中土佐町 H18. 1. 1	7	178	7	178	3,031	5.9%
佐川町 S49. 4. 1	17	408	17	408	5,747	7.1%
越知町 S41. 3. 7	4	115	4	115	2,551	4.5%
橋原町 S38. 8. 1	14	353	14	353	1,608	22.0%
日高村 S48. 12. 25	19	575	19	575	2,304	25.0%
津野町 H17. 4. 1	13	431	13	431	2,605	16.5%
四万十町 H18. 6. 30	11	349	11	349	7,588	4.6%
大月町 S37. 5. 20	24	823	24	823	2,327	35.4%
黒潮町 H18. 4. 1	29	906	29	906	5,029	18.0%
合計	539	17,222	539	17,222	281,099	6.1%

\* クラブ数・会員数は、令和7年4月1日現在で、市町村老連からの報告による(三原村を除く)。

\* 60歳以上人口は、令和7年4月1日現在の「市町村別推計人口、人口動態及び推計世帯数」による。

市町村別老人クラブ数・会員数の推移

市町村名	令和2年4月		令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月		令和6年4月		令和7年4月		令和6・7年 比較	
	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	クラブ数	会員数
高知市	133	5,329	127	4,960	119	4,559	109	4,011	104	3,677	102	3,415	△ 2	△ 262
室戸市	20	1,074	20	949	18	786	16	730	17	770	15	652	△ 2	△ 118
安芸市	34	1,125	34	1,227	34	1,231	32	1,145	29	1,007	24	886	△ 5	△ 121
南国市	21	810	19	729	18	648	17	517	14	492	14	513	0	21
土佐市	13	870	12	814	10	721	10	637	11	584	12	549	1	△ 35
須崎市	10	311	10	315	10	305	9	293	9	272	9	269	0	△ 3
宿毛市	29	1,130	28	1,051	28	1,007	27	942	27	890	23	757	△ 4	△ 133
土佐清水市	44	1,676	44	1,622	44	1,580	44	1,542	40	1,410	41	1,416	1	6
四万十市	23	815	22	750	20	644	20	643	19	590	18	538	△ 1	△ 52
香南市	30	849	29	876	30	887	27	756	26	701	20	554	△ 6	△ 147
香美市	33	1,015	31	949	31	930	30	877	26	787	26	744	0	△ 43
東洋町	2	78	2	73	2	71	2	70	2	72	2	59	0	△ 13
奈半利町	7	132	7	122	7	116	7	117	7	119	7	121	0	2
田野町	7	222	7	215	7	205	7	208	7	201	7	182	0	△ 19
安田町	7	133	7	136	7	120	7	116	7	114	7	110	0	△ 4
北川村	5	140	5	137	5	120	5	118	5	120	5	120	0	0
馬路村	1	31	1	30	1	30	1	24	1	25	1	23	0	△ 2
芸西村	1	58	1	57	1	55	2	63	2	62	2	64	0	2
本山町	10	355	10	339	9	312	9	297	9	294	10	304	1	10
大豊町	11	294	11	267	11	261	11	267	11	234	11	207	0	△ 27
土佐町	10	492	10	443	10	403	10	329	10	329	9	281	△ 1	△ 48
大川村	2	40	1	36	1	35	1	31	1	31	1	31	0	0
いの町	32	1,376	30	1,117	29	1,058	28	987	28	979	27	931	△ 1	△ 48
仁淀川町	12	516	12	472	12	441	11	405	9	391	8	358	△ 1	△ 33
中土佐町	11	298	9	264	7	212	7	194	7	193	7	178	0	△ 15
佐川町	21	507	21	506	18	472	17	444	17	453	17	408	0	△ 45
越知町	6	191	6	180	5	132	4	112	4	105	4	115	0	10
橋原町	14	358	14	355	14	361	14	366	14	358	14	353	0	△ 5
日高村	19	686	19	667	19	654	19	611	19	601	19	575	0	△ 26
津野町	20	657	19	623	19	606	18	576	14	462	13	431	△ 1	△ 31
四万十町	26	785	24	734	20	615	17	506	14	418	11	349	△ 3	△ 69
大月町	28	1,034	28	1,037	28	1,019	28	983	25	875	24	823	△ 1	△ 52
黒潮町	31	1,173	31	1,138	31	1,093	29	1,038	28	951	29	906	1	△ 45
合計	673	24,560	651	23,190	625	21,689	595	19,955	563	18,567	539	17,222	△24	△1,345

## 県老連が所有するスポーツ用具の貸出について

### 1 貸出が可能なスポーツ用具

No.	競技種目	数量
①	フロッカー（フローカーリング）	4セット
②	シャフルボード	3セット
③	ダーツ	3セット
④	スカットボール	2セット
⑤	ワナゲ	10セット
⑥	スクエアステップマット	4枚 ※スクエアステップ教室を開催するには、スクエアステップ協会指導員取得が必要です。県老連までお問い合わせください。
⑦	ペタンク	屋外用 2セット
⑧	ニチレクボール	屋内用 5セット
⑨	モルック	1セット
⑩	ボッチャ	5セット

### 2 貸出対象者等

- ① 貸出対象者
  - ・高知県内市町村老人クラブ連合会又は単位老人クラブ
- ② 貸出目的
  - ・うえのクラブが実施するスポーツイベント（講習会含む）

### 3 貸出方法

- ① 事前申し込み
  - ・「スポーツ用具借用申込書」により、事前に申し込みを行ってください。（FAX 可）
  - ・申し込みは、貸出日の2か月前から受け付けます。
  - ・事前に申込書の提出ができない場合は、電話で申し込んだうえで、貸出を受ける際に申込書を提出してください。
  - ・「スポーツ用具借用申込書」は、県老連ホームページからダウンロードしていただくか、電話で連絡をしてください。（TEL 088-844-9154）
- ② 貸出期間
  - ・概ね1～2ヶ月（利用状況によって短縮させて頂くことがあります。）
- ③ 貸出場所及び返却場所
  - ・高知県老人クラブ連合会（高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ4階）

### 4 貸出料金

無料

### 5 貸出にあたっての注意事項

- ・当会が行うイベントがある場合には、貸し出しができません。
- ・用具の数量には限りがあることから、貸し出しができない場合があります。
- ・用具を紛失又は破損した場合は、現物又はそれに相当する金額をいただくことがありますので、使用、管理には十分注意をしてください。
- ・用具は、使用前、使用後に借用者で消毒を行うとともに、返却前に清掃をしてください。

ルール説明は、県老連ホームページに掲載しています。



① フロッカー



② シャフルボード



③ ダーツ



④ スカットボール



⑤ ワナゲ



⑥ スクエアステップマット



⑦ ペタンク



⑧ ニチレクボール



⑨ モルック



⑩ ボッチャ



グラウンド・ゴルフを一緒に楽しみませんか！

健康づくりや介護予防につながりますよ。

初心者の方には、**高知県グラウンド・ゴルフ協会**が“道具の貸し出し”や“出前講習”にお伺いします。

【連絡先】

〒781-0240 高知市横浜 765

TEL 088-848-2112 FAX 088-821-8440

# 県老連ホームページの活用について

QRコード（スマートフォンのカメラで読み取れます。）

県老連のホームページには、さまざまな情報を掲載しています。  
市町村老連の活動や会報を紹介することもできます。  
ぜひ、会員の皆様や関係者の方々にも広くご紹介ください。



## ★県老連お知らせ

最新の行事予定や開催情報を随時お知らせしています。

## ★折り紙等の作品集(YouTube 動画)

会員の皆さんがこれまでに制作された「ちぎり絵」や「折り紙」を動画で紹介。

## ★Facebook・Instagram

活動報告を随時掲載しています。

## ★クラブ活動写真

ろうれんピックや元気ハツラツ&はちきん大会や県大会などの様子を掲載中。

## ★スポーツ用具の貸出

スポーツ用具借用申込書やルール説明書、得点記録表をダウンロードできます。

## ★機関紙「よさこいクラブ高知」

過去の掲載号を閲覧できます。

## ★全国老人クラブ連合会保険関係HP

老人クラブ会員が加入できる傷害保険・賠償責任保険を紹介。

## ★全老連ホームページ

全国の老人クラブのさまざまな活動事例を閲覧できます。



## ★市町村の活動状況

各市町村老連発刊の会報の掲載や行事活動を掲載できます。



## ★折り紙等の作品集

会員の皆さんがこれまでに制作された「ちぎり絵」や「折り紙」を紹介。





会員章を胸に活動の輪を広げましょう。

## 創造と連帯のシンボル

### 老人クラブ会員章 一〇 1,000 円

●末広鶴と… 鶴（高齢者）が、両翼を扇（末広）状に広げて、日章（日本）を担っている図となっています。



直径18mm

すなわち、高齢者の歩みは、わが国を守り、家庭生活を支えてきたものであることを表します。

なお、両翼の張り出しは、高齢者の衰えぬ活動意欲を象徴しています。

## 全社協の出版する老人クラブ手帳・活動日誌・会計簿のご案内

### 老人クラブ活動日誌

1冊 700円（税込み）

年間計画表や市町村提出用の実績報告書なども付いて、使いやすい日誌です。



### 老人クラブ会計簿

1冊 400円（税込み）

予算・決算の報告用紙や領収書添付欄なども付いて、経理の実務経験がなくてもつけやすい会計簿です。

### 老人クラブ手帳

1冊 600円（税込み）

老人クラブ会員向けの便利なポケットサイズの手帳です。毎日の予定表には、歩数記録欄が付いています。資料には、年齢早見表なども収録しています。

※お問い合わせ・申込みは、高知県老人クラブ連合会まで

# 全国老人クラブ連合会発行教材のご案内

## 気軽に体操！今日も元気に「いきいきクラブ体操」

新リニューアル版「いきいきクラブ体操映像DVD」（映像）

1枚 2,500円（税・送料込）／2枚以上 2,200円×枚数（送料別）

「立ってする体操」「椅子に座ってする体操」に加え、タオルを利用した「応用編」を映像で収録しています。※図解はP 54～55にあります。



## ■新「運動の効果とポイント」冊子（A4判、24ページ）

1冊 420円（税・送料込）／2冊以上 220円×枚数（送料別）

体操の一つひとつの動きをイラストや写真で説明するとともに、運動の効果や動きのポイントについて解説。初めての方、リーダーの方にお勧めの1冊です。

## ■「いきいきクラブ体操CD」（音楽）

1冊 1,050円（税・送料込）／2枚以上 850円×枚数（送料別）

体操のオリジナル曲を収録した音楽CDです。音楽のみで「普通」「速い」「ゆっくり」の3つのテンポと、「立ってする体操」「椅子に座ってする体操」のかけ声つきを収録。



## ■高齢者向け体力測定

### ●ハンドブック（A4判・40ページ）

1冊 640円（税・送料込）／2冊以上 440円×冊数（送料別）

測定の目的、方法（6種目）、実施上の留意点、結果の読み取り方の解説、よくある質問と回答などを掲載したハンドブックです。

### ●体力測定手帳（A5判・16ページ）

1冊 380円（税・送料込）／2冊以上 180円×冊数（送料別）

測定の目安である半年に1度の結果を3年分まとめて記録できる手帳です。



## ■健康ウォーキング

### ●ハンドブック（A4判・30ページ）

1冊 640円（税・送料込）／2冊以上 440円×冊数（送料別）

いつもの“歩き”を「健康ウォーキング」に変える入門書。その効果や安全に歩くための準備、各地の取り組み事例、記録手帳の使い方など、役立つ情報が満載のハンドブックです。

### ●記録用手帳（A5判・18ページ）

1冊 380円（税・送料込）／2冊以上 180円×冊数（送料別）

1年365日、毎日の歩数が記録できる手帳です。ポイント地図やウォーキング行事の記録も記載できます。



## ■老人クラブがめざす友愛活動（A4判・20ページ）

1冊 440円（税・送料込）／2冊以上 440円×1冊 240円（送料別）

高齢者の暮らしを支える取り組み（暮らし支え合い）がすすむ中、これまでの活動を活かして「友愛活動」に参加するための入門書です。

## ■いきいきダイアリー（A4判・20ページ）

1冊 420円（税・送料込）／2冊以上 440円×1冊 220円（送料別）

閉じこもりかちな生活が気になる高齢者に向けた1冊。

「いきいきチェック（10項目）」で毎日の暮らしを点検していきいきした生活を目指しましょう。

お申込みは高知県老人クラブ連合会まで（全国老人クラブ連合会より取り寄せ）



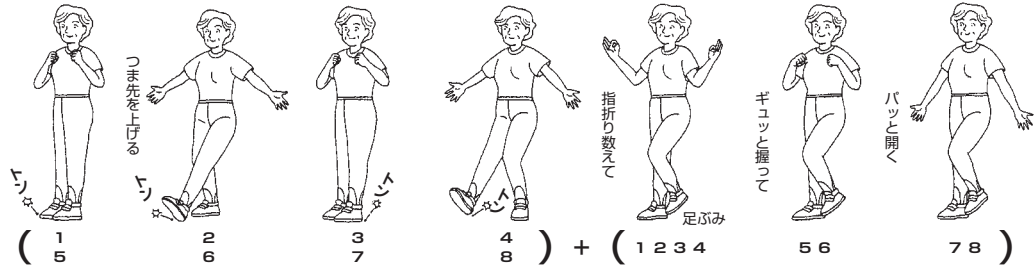
# いきいきクラブ体操

## ～立ってする体操～

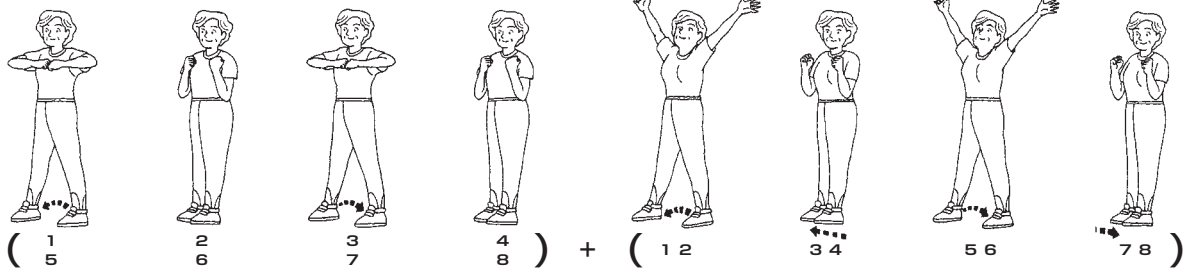
- 良い姿勢で、大きくのびのびと体操をしましょう。
- 音楽「リズムローレン」に合わせて行いましょう。
- ウォーキングやスポーツの準備体操として行いましょう。



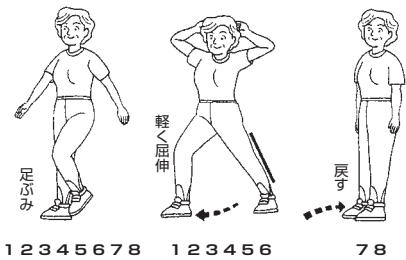
### 1 手足の運動 全体を2回繰り返し



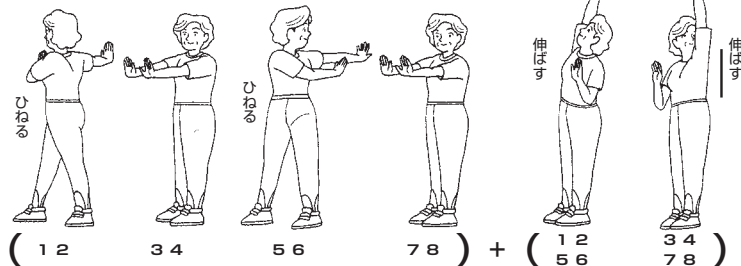
### 2 肩と胸の運動 全体を2回繰り返し



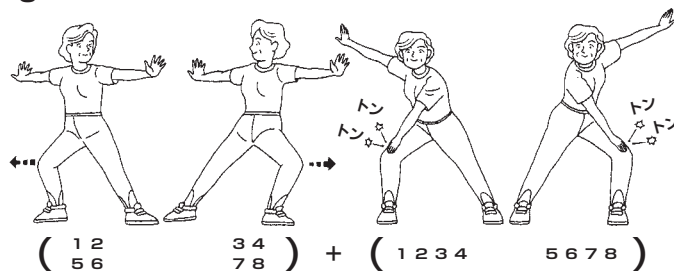
### 3 足腰の運動 足をかえて2回繰り返し



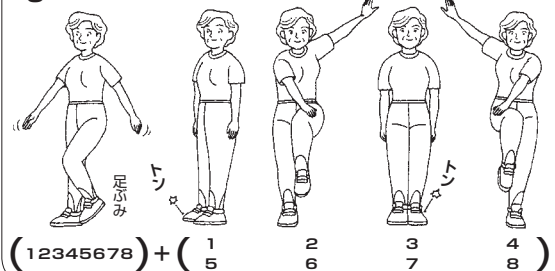
### 4 上体の運動 全体を2回繰り返し



### 5 ひざの屈伸と背筋の運動 全体を2回繰り返し



### 6 バランス感覚を養う運動 全体を2回繰り返し



### 7 腰と背中ストレッチ 全体を2回繰り返し



# いきいきクラブ体操 ～椅子に座ってする体操～

- ひじかけのない安定した椅子を使いましょう。
- 少し浅く腰かけ、姿勢を正しく保ちましょう。
- 音楽「リズムローレン」に合わせて行いましょう。
- 畳やカーペットに腰をおろしてもできます。

## 1 手足の運動

準備  
前奏を聞きながら  
1～16

（ $\begin{matrix} 1 & 2 \\ 1 & 2 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 3 & 4 \\ 3 & 4 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 5 & 6 \\ 5 & 6 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 7 & 8 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ） + （ $\begin{matrix} 1 & 2 & 3 & 4 \\ 1 & 2 & 3 & 4 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 5 & 6 \\ 5 & 6 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 7 & 8 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ）

## 2 肩と胸の運動 全体を2回繰り返す

（ $\begin{matrix} 1 \\ 5 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 2 \\ 6 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 3 \\ 7 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 4 \\ 8 \end{matrix}$ ） + （ $\begin{matrix} 1 & 2 \\ 3 & 4 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 5 & 6 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ）

## 3 足を丈夫にする運動 足をかえて4回繰り返す

1 2    3 4    5 6    7 8

## 4 上体の運動 全体を2回繰り返す

（ $\begin{matrix} 1 & 2 \\ 3 & 4 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 5 & 6 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ） + （ $\begin{matrix} 1 & 2 \\ 5 & 6 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 3 & 4 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ）

## 5 背筋の運動

（ $\begin{matrix} 1 & 2 & 3 & 4 \\ 1 & 2 & 3 & 4 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 5 & 6 & 7 & 8 \\ 5 & 6 & 7 & 8 \end{matrix}$ ） + （ $\begin{matrix} 1 & 2 & 3 & 4 & 5 & 6 \\ 7 & 8 \end{matrix}$      $\begin{matrix} 1 & 2 & 3 & 4 & 5 & 6 \\ 7 & 8 \end{matrix}$ ）

## 6 足踏みとひざ抱えの運動 足をかえて4回繰り返す

足踏み  
1 2 3 4    5 6 7    8

## 7 腰と背中ストレッチ 全体を2回繰り返す

腰    もも    すね    手を下に    大きく深呼吸

1 2    3 4    5 6    7 8    1 2    3 4 5 6    7 8

# 全国老人クラブ連合会の取扱い保険

## 1. 単位クラブで加入できる保険

### ●老人クラブ傷害保険（主に「ご自分のケガ」を補償する保険）

- ・会員個人の任意加入—ただし「単位クラブ」が取りまとめて申し込みする「団体保険」です。
- ・都道府県（指定都市）、市区町村老連に所属する「単位クラブ」が対象です。

### ●老人クラブ賠償責任保険（クラブ活動中に「他人の物を壊したり、他人をケガさせた」時の法律上の賠償責任を補償する保険）

- ・単位クラブごとに全会員加入が条件となります。

## 2. 連合会で加入できる保険

### ●行事保険（老連主催行事への参加者の行事中・往復途上のケガを補償する保険）

- ・宿泊を伴わない行事が対象です。
- ・ケガの補償のみと熱中症危険特約付きの2つのタイプがあります。

### ●役職員専用傷害保険（連合会役職員のケガを補償する保険）

- ・職員保険は業務中のケガが補償されます。
- ・役員保険は業務中を含む24時間のケガが補償されます。

## 3. 加入資料等の送付について

### ①【老人クラブ傷害保険・老人クラブ賠償責任保険】

- ・老人クラブ傷害保険・老人クラブ賠償責任保険、それぞれ申込書類や払込口座が違います。
- ・満期更新クラブ：満期日前に更新資料を送付します。（資料請求の必要はありません）
- ・その他の単位クラブ：クラブの保険担当者からの請求により資料を送付します。  
※会員個人からの資料請求には応じられませんのでご了承ください。

### ②【行事保険・役職員専用傷害保険】

- ・加入関係資料は老人クラブ保険のホームページからダウンロードできます。  
※資料請求は電話・FAX・メールでも受け付けます。

**【ご注意】** これらの保険は全老連が契約者のため、傘下の組織に所属する連合会、単位クラブ以外は加入できません。

※このチラシは、全国老人クラブ連合会を契約者としてご加入いただける保険をご紹介します。  
ご契約にあたっては、必ずそれぞれのパンフレットや「重要事項説明書」をよくお読みください。  
ご不明点がありましたらお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先



**公益財団法人全国老人クラブ連合会** **保険係**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、  
資料請求先

**専用FAX03-3597-8767**

お問い合わせ先  
ご相談

**03-3597-8770**

ホームページ <https://www.senior-ltd.com/> メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)  
(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768  
(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで  
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、  
年末年始休

2025年7月作成 25TC-001725

いきいき活動を  
支える

老人クラブ会員向けに **傷害保険・賠償責任保険** で安心補償

- ◆この保険の対象は、全国老人クラブ連合会に連なる都道府県・指定都市老連および市区町村老連に加入している単  
位老人クラブです。
- ◆全国老人クラブ連合会が契約者となり、各単位老人クラブで取りまとめて申し込む団体保険です。個人での加入手続  
きはできません。
- ◆新規加入をご希望、ご検討の際は、クラブで担当者を決めて全老連「保険係」まで資料をご請求ください。

※保険担当者とは・・・加入者の取りまとめ、加入申込書の記入、申込内容確認の窓口等をしてくださる方です。会長様は特に登録いた  
しませんので実務をしてくださる方をご登録ください。全老連保険係や保険会社から照会の連絡が入る場合があります。

2026年10月始期  
2027年 4月始期版

**老人クラブ 傷害保険** 〈掛金・補償内容〉

**自分のケガと熱中症の保険(病気は対象外)**

一部のタイプでは他人の物を壊したり、  
他人にケガをさせた場合\*1も対象となります 1人1口加入で年齢制限はありません  
(複数口加入はできません) \*1 法律上の賠償責任が伴う対人・対物事故が対象

● **保険始期月  
および保険期間**

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2026年10月	2026年7月15日～9月15日まで	2026年10月1日午後4時から1年間
2027年 4月	2027年1月15日～3月15日まで	2027年 4月1日午後4時から1年間

● **掛金タイプと補償内容**

〔クラブ活動中とは〕 所属する単位老人クラブがあらかじめ計画・実施する活動、市区町村(地区・校区)から全国までの各老  
連が主催する活動イベント、老人クラブ関係者として他団体の活動への参加(往復途上を含む)

タイプ	24時間型				活動型		
	クラブ活動中(往復途上を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外のケガの補償額)				クラブ活動中(往復途上を含む)の ケガを補償します		
補償内容 (保険金額)	掛金 (1人あたり)	12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年	500円/年
死亡保険金		390万円 (230万円)	230万円 (150万円)	230万円 (150万円)	145万円 (100万円)	80万円	45万円
後遺障害保険金		160万円 (-)	80万円 (-)	80万円 (-)	45万円 (-)	80万円	45万円
入院保険金日額 1事故につき30日限度		5,900円 (2,100円)	3,500円 (1,550円)	3,480円 (1,530円)	1,990円 (1,000円)	1,950円	990円
通院保険金日額 1事故につき30日限度		3,650円 (1,100円)	1,820円 (570円)	1,810円 (560円)	1,070円 (480円)	1,250円	590円

- 8,000円、12,000円タイプには「個人賠償責任補償」(1億円限度)、「地震・噴火・津波補償」の特約がついています
- 全タイプ熱中症も補償します

**老人クラブ 賠償責任保険** 〈掛金・補償内容〉

他人の物を壊したり、ケガをさせた時\*1の保険。自分のケガは対象外

- ① 対 象：単位老人クラブ(全員加入が条件)
- ② 保険期間：毎年10月から1年間(中途加入可)
- ③ 掛 金：1人年額100円(最低引受保険料3,000円)
- ④ 補 償：支払限度額1億円

\*1 法律上の賠償責任が伴う老人クラブ活動中の対人・対物事故が対象です。往復途上は対象外



**公益財団法人 全国老人クラブ連合会** 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

**FAX.03-3597-8767 TEL.03-3597-8770**

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

〈取扱代理店〉 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉 東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで 土、日、祝祭日、  
13:00から17:00まで 年末年始休

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

【老人クラブ傷害保険】老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険・総合生活保険(傷害補償)

【老人クラブ賠償責任保険】施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点は、代理店までお問い合わせください。

2026年3月作成 25TC-005744